

独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に  
係る調査等に関する取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第122号

制定 平成27年1月26日

一部改正 平成27年7月22日

一部改正 令和3年10月28日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が管理する公的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「公的研究費等」とは、次のとおりとする。

- 一 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
  - 二 地方公共団体からの助成金及び補助金
  - 三 その他機構の責任において管理すべき経費
- 2 この規則において「教職員等」とは、機構の教職員その他の機構の公的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規則において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金等、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって機構の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用をいう。
- 4 この規則において「通報等」とは、機構内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘及びこれに準ずるものをいう。

(不正使用に関する通報)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（機構規則第121号。以下「公的研究費取扱規則」という。）第12条第1項の規定により機構本部に設置するものとされている通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、総務課に置く。

- 2 公的研究費等の不正使用（不正使用の疑いを含む。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報等を行うものとする。
- 3 通報窓口は、原則として通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに教職員等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるも

のとする。

- 4 通報窓口は、匿名による通報等があったときは、教職員等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限って、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(通報等の迅速な報告等)

- 第4条 通報等があったときは、通報窓口担当係等は統括管理責任者（公的研究費取扱規則第5条に定める者をいう。以下同じ。）に、統括管理責任者は最高管理責任者（公的研究費取扱規則第4条に定める者をいう。以下同じ。）に迅速かつ確実に不正に係る情報を報告しなければならない。

(通報等の取扱い)

- 第5条 最高管理責任者は、通報等の受付から30日以内に通報等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告するものとする。

(予備調査)

- 第6条 最高管理責任者は、予備調査が必要であると認めるときは、調査対象者が所属する国立高等専門学校等（以下「当該学校」という。）に予備調査委員会を設置し、調査を行わせるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

- 3 予備調査委員会は、当該通報等の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から20日以内にその結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

- 4 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は原則として当該学校の校長とし、委員は教職員等のうちから委員長の推薦に基づき、統括管理責任者が指名する。ただし、当該学校の校長が予備調査委員会の委員長となり得ない場合には、統括管理責任者が委員長を指名する。

- 5 予備調査委員会の事務は、原則として当該学校事務部総務担当課において行うものとする。

(調査委員会)

- 第7条 最高管理責任者は、第5条において調査の実施を決定したときは、公的研究費等の不正使用に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係

を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 統括管理責任者
  - 二 最高管理責任者が指名する機構教職員若干名
  - 三 最高管理責任者が指名する機構に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）若干名
  - 四 その他委員長が必要と認めた者若干名
- 3 前項第三号に定める者は、機構、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員会に委員長を置き、第2項第一号の委員をもって充てる。
- 5 第2項第二号から第四号までの委員は、最高管理責任者が委嘱する。
- 6 委員会は、委員長が召集する。
- 7 委員会の事務は、原則として、当該学校事務部総務担当課において行うものとする。

#### （調査の実施）

第8条 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査の期間は、原則として90日以内とする。
- 3 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者へ報告するとともに、通報者及び調査対象者に結果を通知するものとする。
- 4 委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 5 委員会は、調査内容の事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 通報者は、通報等に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、教育又は研究上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 7 当該学校は、必要に応じて、被通報者等の調査対象者となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の一時使用停止を命ずることとする。

#### （調査協力者の保護）

第9条 通報等によりその対応に当たるすべての者は、通報者、調査対象者及びその他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

#### （調査への協力等）

第10条 調査対象者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。なお、退職後においても同様とする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第11条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、関係者の処分、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

4 前3項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立及び再調査)

第12条 委員会の認定に不服のある通報者及び調査対象者は、調査結果通知後14日以内に、委員会に不服申立を行うことができる。

2 委員会は、調査結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

3 委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するものとする。

4 前項の再調査は、原則として50日以内に終了し、最高管理責任者に報告するとともに、通報者及び調査対象者に再調査した結果を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第13条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、個人情報、知的財産の保護等の合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(守秘義務)

第14条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年1月26日制定)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月26日から施行する。

(規則の廃止)

2 独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則(規則第88号)は廃止する。

附 則 (平成27年7月22日一部改正)

この規則は、平成27年7月22日から施行する。

附 則 (令和3年10月28日一部改正)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。